

『今、知っておくべきウィズコロナの法律知識』

小冊子配布について

【B5判 前31ページ】

<p>① 経営者であれば知っておくべき労働法</p> <p>1 在宅勤務中に従業員が怪我をした!! これって労災になるの!? 4</p> <p>2 在宅勤務中の従業員から残業代の支払を求められた!! 会社に支払義務はあるの!? 6</p> <p>3 従業員から新型コロナウイルス感染症の対策を求められた!! どういつ対策が考えられる!? 8</p> <p>4 従業員が新型コロナウイルスに感染!! 療養命令や自宅待機を命じる必要がある!? 10</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症の影響によって原材料の仕入れなどができず、 工場の稼働ができない!! やむを得ず従業員を休ませる場合、給与の支払は必要になるの!? 12</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響により従業員に給与を支払えない!! 従業員の給与を一方的に減額することはできる!? 14</p> <p>7 時差出勤制度を導入し、従業員に対して時差出勤を命じたら、 従業員側の弁護士から拒絶する旨の回答が届いた!! 従業員に対して時差出勤を命じることはできないの!? 16</p> <p>8 新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化、閉鎖した店舗の従業員を 整理解雇したら解雇無効の内容証明が届いた!! 事業の悪化による閉鎖は無効なの!? 18</p> <p>9 新型コロナウィルス感染症の影響によって売上が予定よりも大きく減少!! 来年度入社予定者の採用内定を取り消すことはできる!? 20</p>	<p>② 経営者であれば知っておくべき民法改正</p> <p>10 新たに従業員を雇用するにあたって、両親との間で身元保証契約を締結した ところ、後日、弁護士から当該身元保証契約は無効であるとの内容証明が!! どうして無効なの!? 22</p> <p>③ 経営者であれば知っておくべき下請法</p> <p>11 継続的に取引関係のある発注者から、経営悪化を理由に代金の一方的な 減額を要求された!! これって、応じなければいけないの!? 24</p> <p>12 継続的に取引関係のある発注者から、経営悪化を理由に契約関係の 解除通告が届いた!! 何も言うことはできないの!? 26</p> <p>④ 経営者であれば知っておくべきその他の法律</p> <p>13 新型コロナウイルス感染症の影響によって、取引先の資金繰りが困難に!! どう対応するべき!? 28</p> <p>14 新型コロナウイルス感染症の影響によって、翌月の家賃が支払えそうにない!! すぐに契約が解除されるの!? 30</p> <p><small>(注) 本冊子の内容は、令和3年3月10日現在の法令に基づいています。</small></p>
--	---



上記の小冊子『今、知っておくべきウィズコロナの法律知識』を配布（無料）いたします。是非、日常業務でご活用いただければ幸いに存じます。

配布をご希望の方は、下記に必要事項をご記入の上、事務局まで電話またはFAXにてご連絡をお願いいたします。

〈宮古法人会事務局〉 TEL 0193-63-1214 / FAX 0193-63-2250

(公社) 宮古法人会 行き

『今、知っておくべきウィズコロナの法律知識』を希望します。

事業所名 _____ 電話番号 _____

住所 〒 _____

担当者名 _____